

利付国債（2年・5年・10年）

購入対象者	法人及び個人のお客さま
期間	（中期利付国債）2年・5年 （長期利付国債）10年
発行頻度	原則毎月（年12回）
購入単位	最低額面5万円以上額面5万円単位
利子	<p>半年毎の年2回の利払日に、下記計算式で計算された金額をお支払いいたします。 （ご指定の預金口座へ入金いたします。） 「額面金額×利率（年率：％）/100×1/2」（税引前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●税金 <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは20％（国税15％、地方税5％）※の分離課税となります。 （ただし、障害者の方や寡婦年金等を受給されている方などについては、いわゆる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の非課税貯蓄制度の適用が受けられます。） ※平成25年1月以降に受け取る利子には復興特別所得税が課され、20.315％（国税15.315％、地方税5％）の分離課税となります。 ・法人のお客さまは総合課税となります。 ●利払日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日のお支払いとなります。
金利	固定金利
償還金額	額面100円につき100円
手数料など諸費用について	利付国債を募集・売出し等により、または当行との相対取引によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
債券の取扱い	国債振替決済制度にもとづく口座管理方式によりお取り扱いいたします。国債本券はペーパーレス化により発行されないため、本券のお引き出しはできません。
お取引の留意事項	<p>◇お取引にあたっては、債券取引口座の開設が必要となります。 （債券取引口座の開設にあたっては、口座管理料等の費用は頂戴いたしません。） なお、既に債券取引口座を開設済みの場合は、再度、開設する必要はございません。</p> <p>◇お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。 （お預けいただいた購入代金には付利されません。）</p> <p>◇お取引が成立した場合には、お取引の取消や内容の変更ができません。</p> <p>◇購入時または発行日から利払日までの期間が6ヵ月に満たない場合には、調整のため経過利子が発生します。</p>
中途換金	<p>償還日（満期日）前に換金の必要が生じた場合は、その時の債券相場によって、当行が買い取らせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国債の市場価格は市場の金利水準の変動等により上下しますので、売却の時期によっては投資元本を割り込むことがあります。 ●売却価格については、お取扱店窓口にてお問合せください。 ●当行では、償還日又は利払日より起算して7営業日前から売却等の受付ができませんので、ご了承願います。

詳しい購入方法等は、お取引店またはお近くのみちのく銀行各支店へお問合せください。
(※各出張所については、お取扱いできませんのでご了承願います。)

株式会社みちのく銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第11号
〒030-8622 青森県青森市勝田一丁目3番1号 TEL017-774-1111（代表）
加入協会：日本証券業協会

- 国債をご購入の際は、契約締結前交付書面の内容をよくお読みになり、十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 国債は、預金ではありません。
- 銀行で取り扱う国債は、預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。
- 国債の取引の有無が、当行におけるお客様のその他の取引（融資等）に影響を与えることはありません。
- 利付国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、金利水準の変化や日本国の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。